第八十一条の九第四項第四号を削り、同項第五号中「解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）」を「破産手続開始の決定により解散」に、「解散の」を「破産手続開始の決定の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「規定する場合」の下に「に該当する場合」を加え、同号を同項第五号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　連結法人を合併法人とする合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が連結親法人事業年度開始の日又は当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）において、これらの他の連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額（当該残余財産が確定した他の連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額に相当する金額を当該他の連結法人の発行済株式又は出資（当該他の連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、当該連結法人の当該合併の日の属する連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二編第一章の二第一節第三款第七目を削る。

第八十一条の九の二第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、「（次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「である連結親法人が」を「である連結親法人又は連結子法人と他の法人との間で」に、「又は現物出資を行う」を「、現物出資又は第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配が行われる」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項第一号中「が当該連結親法人との間に第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係がない法人（以下この号及び第四項において「非支配法人」という。）との間で当該連結親法人を前条第二項第三号に規定する合併法人等（第四項において「合併法人等」という。）とする同号に規定する適格合併等（以下この号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）である非支配法人の当該適格合併等」を「又は連結子法人を合併法人とする前条第二項第二号に規定する適格合併が行われる場合における当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併」に、「同条第二項第三号イ」を「同号イ」に、「適格合併等が」を「適格合併が」に改め、「同日」の下に「。次項において「三年経過日」という。」を加え、同項第二号中「が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人」を「又は連結子法人」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「前条第四項第四号」を「前条第五項第三号」に、「適格合併等を行う」を「適格組織再編成等が行われる」に改め、「おける当該連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号」を「同項第一号に規定する特定連結子法人（以下この項において「特定連結子法人」という。）が、同号イ」に、「最初連結親法人事業年度」を「最初連結事業年度」に、「又は連結子法人」を「又は特定連結子法人」に、「同号に規定する欠損金額又は同項第二号イに規定する欠損金額若しくは」を「同号イに規定する欠損金額又は」に、「同項の」を「同条第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前条第二項の連結親法人若しくは連結子法人と欠損等法人若しくは欠損等連結法人との間で当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする同項第二号に規定する適格合併が行われる場合又は同項の連結親法人との間に同号に規定する完全支配関係がある同号に規定する他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

第八十一条の九の二第二項の次に次の一項を加える。

3　欠損等連結法人の該当日以後に当該欠損等連結法人との間に前条第二項第二号に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等連結法人の三年経過日以後である場合には、当該未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、同項の規定は、当該欠損等連結法人については、適用しない。

第二編第一章の二第一節第三款第六目中第八十一条の九の二を第八十一条の十とする。

第八十一条の十二第二項中「（保険業法に規定する相互会社を除く。）」を削り、同条第六項中「第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人」を「連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において第六十六条第六項各号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの」に改める。

第八十一条の十三第二項中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該連結事業年度の連結所得の金額（当該連結事業年度終了の日の翌日に適格合併に該当しない合併により解散した連結法人がある場合には、第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における連結所得の金額）

第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」の下に「又は第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）」を加え、同項第四号中「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第五号中「の合計額」を「並びに同条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額の合計額」に改める。

第八十一条の十五第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項」を「又は適格現物出資（以下この項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、」を「適格分割又は」に改め、「又は適格事後設立」を削り、「この号」を「第七項まで」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同条第七項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「分割前三年内事業年度又は」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。